

平成18年1月30日
周南社協要綱第68号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
有償家事・介護等福祉サービス（スマイルケア）事業実施要綱

改正 平成22年1月12日

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険等公的福祉サービスの対象外となる福祉サービスを利用者の選択に基づき提供することを目的とする。

（名称）

第2条 この事業は、「有償家事・介護等福祉サービス事業」、通称「スマイルケア事業」と称する。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

（サービスの内容）

第4条 サービスの内容は、主に家事援助、介護等日常生活援助を原則とし、次のとおりとする。

- （1）部屋や庭等の掃除
- （2）買物
- （3）食事の準備
- （4）衣類等の洗濯
- （5）話し相手、留守番、簡単な身の周りの世話
- （6）通院等や近所の散歩の付き添い
- （7）その他、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるサービス

（サービスの利用者）

第5条 この事業のサービスを利用できる者は、次のとおりとする。

- （1）周南市内に居住し、何らかの原因により居宅での日常生活に支障があり、本要綱に定めるサービスを受けようと希望する者
- （2）周南市内の病院に入院し、何らかの原因により日常生活に支障があり、家事援助等を希望する者
- （3）その他、特に会長がこのサービスを利用できると認めた者

（コーディネーターの設置と役割）

第6条 この事業にコーディネーターを置く。コーディネーターは訪問介護担当職員（調整役）が兼務する。

2 コーディネーターは、サービスの希望があった場合、他のサービスとの整合性・状況を把握し、このサービスの必要性、可否等の調整を行う。

(サービス利用の申込及び利用料)

第7条 サービスの利用を希望する者は、「有償家事・介護等福祉サービス事業申込書」(別記第1号様式)を会長に提出するものとする。

(1) サービスの利用料は30分1,000円とし、30分を超える場合、30分ごとに1,000円を加算するものとする。

(2) 原材料費等は利用者本人の実費負担とする。

一部改正(平成22年1月12日)

(営業日及び営業時間)

第8条 この事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 上記に関わらず、会長が特に必要と認めた場合はサービスを提供することができる。

(緊急対応)

第9条 サービス活動中何らかの事故が発生した場合、その状況を把握し、責任者に報告するとともに適切な処置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則(平成18年1月30日)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成19年5月14日)

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成22年1月12日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

1号様式（第7条関係）

決 裁	事務局長				担 当 者	摘 要
						()を 派遣いたしたく

有償家事・介護等福祉サービス事業申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会長 様

有償家事・介護等福祉サービスについて下記のとおり申し込みいたします。

■申込者

住 所	
氏 名	
電話番号	
病院名（部屋番号）	

■申込内容

日 時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
サービスの内容	<input type="checkbox"/> 部屋や庭等の掃除 <input type="checkbox"/> 買 物 <input type="checkbox"/> 食事の準備 <input type="checkbox"/> 衣類等の洗濯 <input type="checkbox"/> 話し相手・留守番・簡単な身の周りの世話 <input type="checkbox"/> 通院時の院内介助 <input type="checkbox"/> その他 ()

有償家事・介護等福祉サービス事業活動報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会長 様

有償家事・介護等福祉サービスについて下記のとおりサービスを利用しました。

時 間	時 分～ 時 分 (時間)
金 額	円

利 用 者 印

サービス提供者 印

決 裁	事務局長				担 当 者	摘 要
						サービスを実施しました。